

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等に係る特例措置の延長
2	対象税目	(国税1)(法人税:義) (地方税1)(法人住民税:義、法人事業税:義) 【新設・拡充・ <u>延長</u> 】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 (1)特例の内容 廃棄物の最終処分場における埋立終了後の維持管理に要する費用に備えるための維持管理積立金制度に基づき積み立てた額について、特定災害防止準備金として積み立てたときは損金算入できることとする特例措置を2年間延長する。 (2)対象者 青色申告書を提出する法人で、廃棄物最終処分場について、廃棄物処理法第8条第1項又は第15条第1項の許可を受けたもの 《関係条項》 租税特別措置法第20条の2、第56条、第68条の46 租税特別措置法施行令第39条の74 租税特別措置法施行規則第21条の5、第22条の48
4	担当部局	環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課、廃棄物規制課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成29年8月 分析対象期間:平成27年4月1日～平成29年3月31日
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年度より措置。 平成12、14、16、18、20、22、24、26、28年度税制改正において、それぞれ2年間の延長が認められた。
7	適用又は延長期間	2年間(平成30年4月1日～平成32年3月31日)
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 廃棄物の最終処分場において埋立終了後に環境汚染が生じないようにするための維持管理に必要な資金の円滑な積立てを可能とすることにより、最終処分場の適切な維持管理を促進する。 《政策目的の根拠》 廃棄物処理法第8条の5、第15条の2の4

		② 政策体系における政策目的の位置付け	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進 4-3. 一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等) 4-4. 産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 特定災害防止準備金として積み立てた額について、取戻し事由の発生時まで課税を繰り延べることにより、負担の軽減を図ることで、廃棄物の最終処分場の維持管理に必要な額の積立てを確実に行わせ、以て最終処分場の適正な維持管理を図る。 測定指標には維持管理積立金の積立額を用いる。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 廃棄物の最終処分場については、埋立時だけでなく、埋立終了後も環境汚染の危険性がなくなるまで長期的に浸出水の処理等の維持管理を継続して行う必要がある。 このため、廃棄物処理法においては、全最終処分場(遮断型産業廃棄物最終処分場を除く。)を対象に、設置者に埋立終了後に必要となる維持管理費用を(独)環境再生保全機構に積み立てることを義務付けることによって、最終処分場の長期的な維持管理を確保する仕組み(維持管理積立金制度)が設けられている。 本制度を円滑に運営するためには、積立ては企業経営にとって大きな負担となることに鑑み、特定災害防止準備金として積み立てた額について取戻し事由の発生時まで課税を繰り延べることにより、負担の軽減を図ることが必要である。
9	有効性等	① 適用数等	平成 26 年度 適用件数 119 件 適用額 21 億円 平成 27 年度 適用件数 117 件 適用額 13 億円 (出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第193回国会提出)」)
		② 減収額	平成 26 年度 3億円 平成 27 年度 2億円 (財務省による「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成27年度)を基に試算した減収額(実績推計)より)

		③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》 特例措置の適用により、廃棄物の最終処分場の維持管理に必要となる資金の円滑な積立てが実施されており(平成 27 年度は 8,398 百万円、平成 28 年度は 5,581 百万円)、最終処分場の適切な維持管理の実施に一定の効果が見られる。 また、7に記載の延長要望期間内に約 13,623 百万円の積立てが見込まれる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 廃棄物処理施設、特に最終処分場は、迷惑施設として近隣住民に受け止められがちである。このため、維持管理等の作業の適正な実施が困難となれば、廃棄物処理施設に対する信頼が大きく損なわれ、最終処分場を必要量確保していくことが難しくなり、ひいては、廃棄物の処理体制自体に対する著しい支障となる。 また、維持管理等の作業の適正な実施が困難となり、仮に不適正処理が行われた場合には、最終的には、行政が代執行により生活環境保全上の支障を除去することとなり、行政に追加的な費用が生じることとなる。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>廃棄物処理法において強制的な資金の積立てが求められていることに対応するものである。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>他の支援措置：一般廃棄物の最終処分場に係る固定資産税の課税標準の特例措置</p> <p>上記特例措置は、一般廃棄物の最終処分場において、公共の危害防止のために設置された施設又は設備を新設したものに対して課する固定資産税の課税標準に関する措置であり、施設の設置を促進することを目的とするものである。</p> <p>一方、本要望に係る特例措置は、廃棄物の最終処分場において埋立終了後に環境汚染が生じないようにするための維持管理に必要となる資金の円滑な積立てを可能とすることにより、最終処分場の適切な維持管理を促進することを目的とした措置である。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>廃棄物処理法上、一般廃棄物の処理は市町村の事務であり、その処理の責任についても市町村が負うこととされている。一般廃棄物の最終処分場における不適正処理を未然に防止し、また適正な維持管理を促進し、ひいては一般廃棄物の適正処理を推進するためにも、当該特例措置により事業者の経済的負担を軽減することは、市町村の処理責任の全うに資するものである。</p>
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 27 年 8 月